

大阪市告示第526号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項の規定により、公共工事の発注の見通しに関する事項を、同令第7条第5項の規定により、契約管財局、都市整備局、建設局、大阪港湾局及び教育委員会事務局発注工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を閲覧に供する方法を告示します。

令和6年4月5日

大阪市長 横山英幸

1 閲覧に供する方法

	発注の見通しに関する事項
閲覧に供する方法	インターネットを利用して、閲覧に供する。 大阪市ホームページ <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>

	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項		
	入札の過程等	随意契約理由	契約変更理由
閲覧に供する方法 所管局等	インターネットを利用して、閲覧に供する。		以下の閲覧所を設け、閲覧に供する。
契約管財局	大阪市電子調達システム <a href="https://www2.kei">https://www2.kei</a>	大阪市電子調達システム <a href="https://www.keiya">https://www.keiya</a>	大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階

	yaku.city.osaka.lg.jp/OsakaCity-	ku.city.osaka.lg.jp	契約部閲覧室
都市整備局	PPI/PPI218index.html		大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 6階 総務部総務課（契約グループ）
建設局		大阪市ホームページ <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html</a>	大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM棟 6階 総務部経理課
大阪港湾局			大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビル ITM棟 10階 大阪港湾局入札室
教育委員会事務局			大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 3階 総務部総務課（調達）

## 2 閲覧所による閲覧時間

(1) 午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで

ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。

（契約管財局契約部制度課）